

加藤種男委員意見発表資料

(3) 文化芸術振興のための重点施策について

○ 文化芸術の分野ごとの振興策について
<p>①分野毎の政策目標をどのように設定し、それぞれの分野における効果的・効率的な振興方策をどのように構築するか。</p>
<p>こうした分野別のとらえ方では、現在の文化状況を積極的に価値づけ、効果的な振興策を樹立できない恐れがあり、したがって分野横断を考えるべきである。しかしながら、一方で例えば美術館博物館のような既存文化施設が果たすべき役割と、美術振興を含めた芸術振興とは役割が別なのではないか、再考の必要がある。既存文化施設の役割を多岐にわたりあまりにも過大に位置づけず、美術館博物館は調査研究に重点を置き、利用者のためにはレファレンス機能の拡充を図るべきではないか。</p>
○ 文化を支える人材の育成について
<p>①どのような人材の育成が必要とされており、国はどのような役割を担うべきか。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化振興にかかわる国の機関は、その人材を官民で流動させる必要がある。また、その関連機関においては、少なくとも重要ポストをすべて民間の専門家に交替すべきであり、アーツカウンシル化を図るべきである。 2. 地方自治体においては、特に自治体設立の文化振興機関を地方版アーツカウンシルと位置付け、人事権を含めた独立性を保障すべきである。 3. こうした文化政策の立案実行の専門家の育成が急務で、すでに実務経験のある人の再教育を含めて、高等教育機関の整備が必要。
<p>②特に、無形文化財の伝承者や文化財保存技術の後継者をどのように育成するか。</p>
<p>若者に関心を持ってもらうためには、導入の工夫が必要。既存の規範から出発せずに、新たな表現によって関心を惹くことから出発し、伝統と創造の調和を図る必要がある。</p>
<p>③また、将来の文化の担い手たる子どもたちへのアプローチをどのように図るか。</p>
<p>子どもは創造的な体験が特に重要。規範、見本、目標のあるものを創造とは言わないのであって、既存のモデルではない、ソフト開発が必要である。</p>

<p>○ 文化発信と国際交流の推進について</p>
<p>①文化発信をどのように進めるか、特に東アジアを中心に世界との文化交流の推進をどのように図るか。</p>
<p>1. 実績のある横浜トリエンナーレ、フェスティバル東京などを中心に、新たに沖縄の芸能等を含めた東アジアの芸能フェスティバルなどを加えて、国際競争力に耐えるフェスティバル形成を急ぐ必要がある。日本から日本文化を中心にアジアを視野に入れた発信をすることこそが、国際交流の基本であることを理解し、すでの実績のあるところは実施主体を尊重した支援策を講じ、新規については、国が枠組みを設定して民間を中心とした実施主体を公募して事業委託をする必要がある。</p> <p>2. 東アジア文化首都構想の実施。東アジアの都市間ネットワークの樹立が、国家間交流の先駆として効果的と考える。毎年国内外の2都市程度を選定し、都市間交流を条件に創造都市樹立に集中投資する。関心を持つ主要都市間で実行委員会を形成し、これを国が全面的に支援することで端緒を開くべき。</p>
<p>②日本人の生活文化全般を、観光振興等にも留意しながら、どのように積極的にアピールしていくか。</p>
<p>1. 自然と文化が最大の観光資源であることを再認識すべきである。特にいくつかの地域を観光重点地域として選定し、東アジアを中とした外国人観光客のための周遊モデルを形成する。特に有望と考えているのは、瀬戸内海全域の総合的な周遊、琵琶湖全体の総合的な周遊など水上交通を主体とする周遊で、この視点から伝統文化遺産と新たな創造拠点とのネットワーク化を図りたい。</p> <p>2. 創造産業については、食、住、衣を中心に、コンパクト経済の視点からそのあり方を再検討し、狭義の芸術文化と連携した振興策が必要。</p>
<p>○ 文化芸術を振興するための新たな手法の導入について</p>
<p>①寄附税制の拡充を含む寄附文化の醸成をどのように図るか。</p>
<p>寄付金税制の飛躍的な拡充を図るため、公益法人制度、認定NPO制度の改革における「認定基のハードルを大幅に低くする必要がある。また、所得控除ではなく税額控除も導入する必要がある。</p>
<p>④劇場・音楽堂など文化芸術拠点の充実をいかに図るか。</p>
<p>創造拠点としての文化施設を拡充するための法制度の整備が必要。劇場と劇団が一体化するのが常態であり、音楽堂についても音楽家の常駐していない箱を音楽堂と呼ぶことはできない。いずれも、雇用の創出が急務。</p>
<p>⑤その他、文化税制や文化産業などについてどのように考えるか。</p>
<p>1. 文化振興をコストとしてとらえるのではなく、投資としてとらえる必要がある。資本回転率を考慮しない不要不急の公共事業から、文化振興を将来にわたって経済波及効果を含めた社会的資本回転率の高い新たな公共事業として位置付ける必要がある。</p> <p>2. その上で、地域創造拠点形成法の実現を提案したい。歴史的建造物はもとより、一般的な古民家、商店、工場、倉庫、ビルなどの内、本来の用途を終えた建造物であっても、創造拠点として地域の文化、経済、社会の振興に寄与する拠点形成として活用を図るものについては、新たな公共的な活用を条件に、固定資産税、相続税等の減免、耐震工事への大幅な補助等の事業支援を導入する必要がある、このための法制度の整備が緊急に必要である。</p>